

議案第四号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条並びに地方教育

行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）
第十一条第四項及び第五項の規定に基づき、港区教育委員会教育長（以下「教育長」とい
う。）の給与、旅費、勤務条件及び職務に専念する義務の特例について定めることを目的と
する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（職務に専念する義務の特例）

第六条 法第十一条第五項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、港区
職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年港区条例第十七号）の適用を
受ける職員の例による。この場合において、同条例第二条中「任命権者（市町村立学校職員
給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員にあつては港区教育委
員会）又はその委任を受けた者」とあるのは、「港区教育委員会」とする。

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以
下「改正法」という。）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十
一年法律第六十二号。以下「新法」という。）第四条第一項の規定により任命された新

法第十三条第一項の教育長について適用し、この条例の施行の際現に在職する教育長（改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第二条第一項の規定により引き続き教育長として在職する間の給与、旅費並びに勤務条件については、なお従前の例による。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。